

鳥取県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
倉恒 忠代	倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目416	平成24年3月27日	居宅療養管理指導